

こども園ひがしどおりの利用を考えているみなさんへ ～来年度の入園申し込みが始まります～

1. 支給認定と利用手続きの流れ

平成31年4月から、新たにこども園ひがしどおりの利用を希望する場合、支給認定申請の手続きが必要になります。お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって3つの区分に分類して認定しますので、認定区分に基づき施設を利用することになります。



※2号認定、3号認定については、さらに保育の必要量も認定します。それぞれの家庭の就労状況等に応じて、保育標準時間（7：00～18：00）、保育短時間（8：30～16：30）に区分し、利用可能な時間を設定します。

2. 入園申込みができる児童

(1) 保護者・児童が東通村に居住し、住民登録していること。

ただし、次の場合も同様に扱います。

①東通村への転入を予定しているお子さん ②出生予定のお子さん

(2) 保育利用を希望する場合は、次のいずれかの理由で家庭での保育が困難であること。

①就労 ②妊娠・出産 ③疾病 ④介護 ⑤災害 ⑥求職 ⑦就学 ⑧虐待・暴力

⑨育児休業中の継続在園

3. 申込手続き

(1) 申込期間 平成30年12月10日（月）～平成31年1月31日（木）

(2) 申込場所 東通村教育委員会、こども園ひがしどおり

※ 1) 今年度、すでに「こども園ひがしどおり」を利用している児童については、後日、必要書類を配布します。

※ 2) 年度途中の入園を希望する場合も**必ず申し込みをしてください。**

※ 3) こども園ひがしどおり以外の保育所や幼稚園等の利用を希望する場合は、担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

教育委員会教育総務課 坂下 ☎0175-27-2111（内線372）

こども園ひがしどおり 佐藤 ☎0175-31-0201

